

# 市営墓地をご利用のみなさんへのお願い

【問合わせ】環境課 ☎21-4001

## ご自身の区画の 定期的な確認・管理を してください



お盆には、多くの方がお墓参りに出かけます。市営墓地を利用されている方は区画の除草をお願いします。



雑草だらけのお墓

## 次の場合は、環境課窓口への届出が必要です

- お墓に納骨するとき
- 使用者が亡くなられたとき
- 使用者を承継するとき
- 使用者の住所や氏名が変わったとき
- お墓を返還するとき
- お墓を設置するとき
- 遺骨を移動させるとき

※届出にあたり、添付書類等が必要となる場合があります。

### 環境課窓口



## 使用者の確認をしています

市では、現使用者がわからない区画の調査を実施しています。対象となるのは、次の条件を満たす方で、区画には「置手紙」を残してあります。

- 使用者が亡くなっているとき
- 使用者の住所が変わっているとき
- 使用者が確認できないとき

「置手紙」をご覧になられたら、ご一報ください。

マナーを守ってみなさんが気持ちよく利用できるよう、ご協力をお願いします。なお、ご不明な点がございましたら、環境課までお問い合わせください。

この区画の使用者を確認しています。現在の使用者は、至急半田市環境課にご連絡ください。

☎0569-21-4001 受付時間 8:30~17:15  
月~金曜日(年末年始・土日祝日を除く)  
水曜日のみ 8:30~19:15  
受付番号 KO-1  
【注意】ご連絡がない場合、区画の使用権がなくなる場合があります。最初に受付番号をお伝えいただくと対応がスムーズになりますので、ご協力ください。

置手紙 見本

